

認知症の方は、物忘れや判断力の低下から、お金の計算ができなくなったり、不要なものをたくさん買ってしまったり、高額な商品を買わされるなどのトラブルに巻き込まれる危険があります。また、ひとり暮らしの場合、公共料金の支払いや入院手続き、介護保険サービス利用や施設の入退所の契約など、買い物以外にも困ることがあります。自分で財産を管理し、契約社会を生活していくには、自分の行為がどのような結果を招くかを判断する能力が求められます。

このような、判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護し支援する制度に【成年後見制度】があります。成年後見人と呼ばれる人などが、本人に代わって契約を行ったり財産の管理などをする制度です。

元気なうちから将来判断力が不十分になった場合に備えておきたい、という方を対象とした『任意後見制度』と、判断能力が低下している方の支援者を法律によって決める『法定後見制度』があります。法定後見制度では、本人に残る判断能力、意思ができるだけ尊重されるよう、能力のレベルに合わせて3種類の支援に分けられています。

認知症になっても、生活の安心安全が守られるためには、さまざまなサポートが必要です。『成年後見制度』の相談も福祉まるごと相談グループまで。

認知症についての相談
はこちらへ

いきいき広場内福祉まるごと相談グループ(いきいき広場2F) ☎52-9610
認知症介護相談(認知症の人と家族の会)平日 月～金曜日10時～16時 ☎0562-31-1911

10月の 休日等在宅当番医



☆高浜市医師会 <診療日>日曜および祝日 <診療時間>9:00～12:00、13:30～17:00

4日	神谷整形外科	沢渡町	☎52-5221
11日	中田内科クリニック	沢渡町	☎54-0606
12日	ひさだ眼科	沢渡町	☎52-8146
18日	磯貝医院	青木町	☎53-0013
25日	たねむら耳鼻咽喉科	神明町	☎54-3434

☆高浜市歯科医師会 <診療日>日曜 <診療時間>9:00～12:00

4日	稲垣歯科医院	稗田町	☎52-5611
11日	ユヤマデンタルオフィス	湯山町	☎54-0007
18日	かじかわ歯科	湯山町	☎52-6456
25日	キララ歯科	神明町	☎54-5454

都合により変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。

診療時間外に、急病などで受診が必要なときは、

救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)に問い合わせてください。

暴風警報が発令されると休診になる場合があります。電話で確認のうえ受診してください。